

大和市告示第42号

大和市電気料金等高騰に伴う指定管理施設運営支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年3月24日

大和市長 古谷田 力

大和市電気料金等高騰に伴う指定管理施設運営支援金交付要綱の一部を改正する要綱
大和市電気料金等高騰に伴う指定管理施設運営支援金交付要綱（令和6年大和市告示第40号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和6年4月1日から令和7年3月31日」を「令和7年4月1日から令和8年3月31日」に改め、同条第2項中「令和6年4月分」を「令和7年4月分」に改める。

第5条中「令和7年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公表の日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に改正前の大和市電気料金等高騰に伴う指定管理施設運営支援金交付要綱の規定により交付した支援金に係る大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）第12条の規定による返還については、なお従前の例による。